

○立命館大学正課外プログラム助成金規程

2017年4月19日

規程第1119号

(目的)

第1条 立命館大学正課外プログラム助成金(以下「本助成金」という。)は、学生に学びと成長の機会を提供するために本大学が実施する単位修得を目的としない活動(以下「正課外プログラム」という。)の参加費用の一部を補助することにより、正課外プログラムへの参加を奨励し、学生の学びと成長を促進することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(受給者)

第2条 本助成金の受給者は、学部の学生であって、正課外プログラムのうち学生部長が定めるものに参加を許可された者とする。

(給付金額)

第3条 給付金額は、正課外プログラムの参加費を上限として学生部長が決定する。

(受給者の義務)

第4条 受給者は、本助成金の給付を受けるために、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 活動報告書を提出すること。
- (2) 本大学から求められた場合は事前および事後のアンケートに回答すること。
- (3) 本大学から求められた場合は成果発表を行うこと。

(給付の方法)

第5条 本助成金は、正課外プログラムの参加費から給付金額を差し引く方法または直接給付する方法により給付する。

(併給)

第6条 本助成金は、他の奨学金および助成金との併給を妨げない。

(給付の取消し)

第7条 学生部長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の給付を取り消すことがある。

- (1) 正課外プログラムに参加しなかったとき。
- (2) 本大学が求める提出書類への虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
- (3) 正課外プログラムに参加した年度に停学または退学の懲戒を受けたとき。

(4) 正当な理由なく第4条に定める事項を行わなかったとき。

(納入)

第8条 学生部長は、前条により本助成金の給付を取り消された者に対し、本助成金に相当する額の納入を求める。

2 前項により納入を求められた者は、納入を求められた日から起算して2週間以内に納入しなければならない。

(施行細目)

第9条 施行に関わる細目は、学生部長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2017年4月19日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 (2020年12月16日 規程名称、受給者義務および給付の方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。